

1 事業の概要

本市では、市外事業者の中心市街地へのオフィス等の立地を進めることにより、雇用の創出と中心市街地や地域経済の活性化を図るため、家賃補助、雇用奨励金に加え、宇部市イノベーション大賞のまちなか版として特別奨励金を交付する制度を平成 28 年 4 月に創設しました。



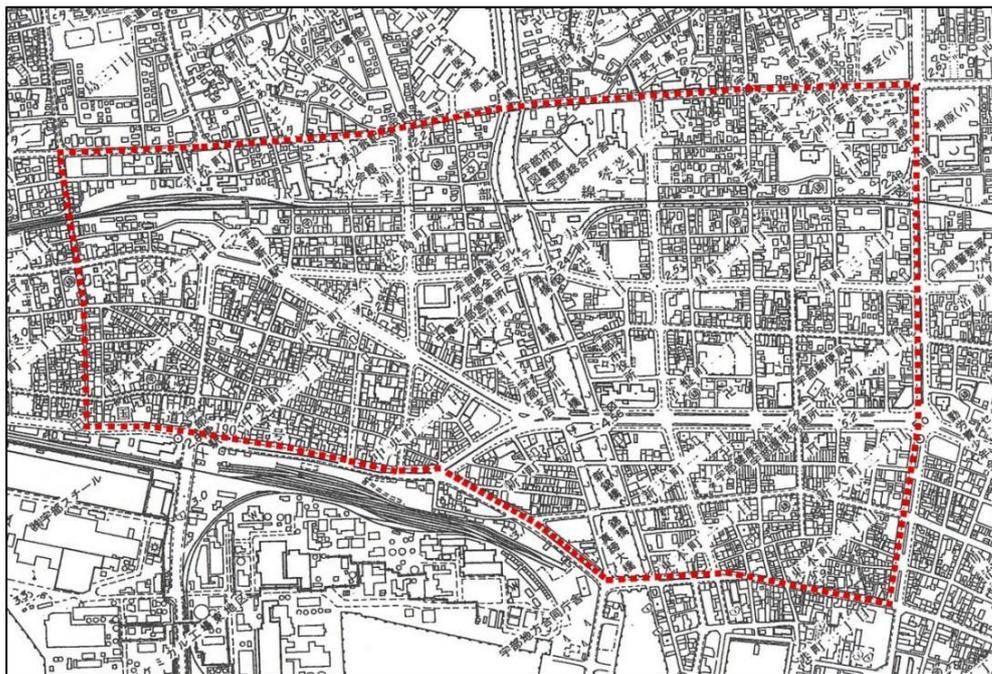
つきましては、補助対象となる市外事業者を広く募集します。

[〈携帯で閲覧の場合はコチラ〉](#)

※中央町地区は、宇部市にぎわいエコまち計画における「宇部式まち・ひと・しごと創出ゾーン」であることから、補助金額を上乗せします。

2 対象エリア

中心市街地及び中央町地区の対象範囲



3 補助対象者

補助対象者は、以下の要件をすべて満たす者となります。

- (1) 市外事業者（本市にオフィス等を有しておらず、かつ、法人等の所在地が市外の事業者）であること
- (2) 中心市街地にある物件を賃借してオフィス等を開設すること
- (3) すでに 3 年以上の事業活動実績があること
- (4) オフィス等の常用従業員数が 2 名以上であること（うち、1 名以上は市民を新規雇用）
- (5) 国、県、その他の公的機関及び本市から、同種の補助金等の交付を受ける事業でないこと
- (6) 風営法第 2 条に定める業種、倉庫・工場・物販のみとしての活用、店舗として不特定の個人を

相手にサービスを提供する事業、公序良俗に反する事業、宗教的施設として活用する事業でないこと

(7)建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術研究、専門・技術サービス業、その他市長が特に適当と認める業種であること

4 補助内容

(1)設置奨励金（家賃補助）

オフィス等の開設月の翌月から賃借料（共益費、敷金、権利金等の諸経費を除く、駐車場を含む）に補助率（2分の1）を乗じた額（開設から3年間、1年ごとに交付）

上限60万円/年（上限5万円/月） ※中央町地区の場合は、上限120万円/年（上限10万円/月）

(2)雇用奨励金

オフィス等の開設日の前後90日以内に新規に雇用した市民（配置転換等により新たに市民になった者を含む。雇用保険に加入すること。）を1年以上継続雇用した場合（開設1年目に1回のみ）

上限100万円（1人当たり20万円/5人） ※中央町地区の場合は、上限200万円（1人当たり20万円/10人）

(3)特別奨励金

オフィス等の開設日から3年を経過した時点で、市民を5人以上常用雇用し、かつ、以下の要件を1つ以上満たす場合、開設日以降の設備投資額の合計額に2分の1を乗じて得た額（開設から3年経過後に1回のみ）

1.開設日から3年以内に、本社を本市に移転

2.開設日から3年を経過した時点で、1年以上継続して10人以上を常用雇用（市民）

3.開設日から3年を経過した時点で、当該事業者が行う革新的な事業に対して全国レベルの表彰など高い評価を受けている。

上限500万円 ※中央町地区の場合は、上限1,000万円

※設備投資額は、地方税法上、申告の対象となる償却資産のほか、申告の対象から除かれる少額の償却資産や、事業活動に必要な車両、ソフトウェアの取得或いはこれらのリースに係る費用をいい、賃貸物件の改修費用等は対象外。ただし、オフィス等の開設日から3年を経過した日時点で、既に使用されていないものは除く。

宇部市まちなかオフィス等立地促進補助金の要綱・様式等はHPから

5 担当部局

商工水産部 雇用創造課 立地推進係

電話番号：0836-34-8361